

# 臨時農業生産情報

(大雨に対する技術対策)

令和4年8月30日

青森県「攻めの農林水産業」推進本部

青森地方気象台発表（2022年8月30日5時15分）「大雨に関する青森県気象情報 第1号」によると、青森県では、前線や低気圧の影響により、31日から9月1日にかけて大雨となる所がある見込みです。

今後の気象情報に十分注意し、これまでの大雨の影響で被害が発生した地域は、安全を確保した上で対策を行ってください。また、被害が発生していない地域においても、油断せず、次の点に留意して、被害の未然防止と軽減に努めてください。

## 【事前対策】

### 1 共通の対策

地盤が緩み崩壊の恐れがある農地・林地及び農道・林道並びに増水中の河川などには絶対に近寄らないようにする。なお、異常を発見した場合は、速やかに市町村等へ連絡する。

### 2 水 稲

排水口を調節するとともに、排水路の点検・整備を徹底する。

### 3 りんご・特産果樹

- (1) 天気予報などで常に最新の情報を入手し、河川敷で作業している場合は、雨が降り始めたらすぐに避難する。
- (2) 低地や排水不良の園地では、排水溝を設けるなどの排水対策を行う。
- (3) 収穫適期に達した果実は、速やかに収穫する。降雨時に収穫する場合は、泥が付着しないように注意する。

### 4 野菜・花き・畑作

ほ場や施設周辺にある排水溝の点検や整備などの排水対策を行うほか、施設への雨水流入を防ぐために土のうを設置する。

### 5 畜 産

- (1) 低地や排水の悪い飼料畑は、排水溝を設けるなどの排水対策を行う。
- (2) 畜舎に雨水が流入した場合に備え、除ふん作業を済ませ、紙袋の飼料などは浸水しない場所に移動しておく。

## 6 農地・農林業用施設

- (1) ため池は、貯水位が高い場合には放流して水位を十分に低下させておくとともに、洪水吐、水門等を点検し、通水の阻害となる土砂、ゴミや流木等を除去する。
- (2) 水路は、水門が適正に閉じている、あるいは開いていることを確認し、通水の阻害となる土砂、ゴミや流木等を除去する。

### 【事後対策】

#### 1 共通の対策

- (1) 地盤が緩み崩壊の恐れがある農地・林地及び農道・林道並びに増水中の河川などには、絶対に近寄らないようにする。なお、異常を発見した場合は、速やかに市町村等へ連絡する。
- (2) 浸水や冠水したほ場・園地では、明きょやポンプにより速やかに排水する。
- (3) 大雨の影響で土壌がぬかるんだ状態になっている場合は、転倒や車両の横滑りなどが発生しやすいので、農作業事故防止に努める。

#### 2 水 稲

- (1) 土砂が流入した場合は、速やかに取り除く。
- (2) 畦畔や用排水路が破損した場合は、速やかに補修する。
- (3) 倒伏した場合は、できるだけ早く株起こしを行う。
- (4) 浸水や冠水したほ場で品質低下が懸念される場合は、被害を受けなかったほ場と区別して収穫する。

#### 3 りんご・特産果樹

- (1) 河川の増水により園地が水に浸った場合は、今後水位の上昇がないか確認し、園地から水が引いて安全が確保できた後に作業を行う。
- (2) 園地に溜まった水は、速やかに排水する。
- (3) 園地に流入した土砂は、速やかに取り除く。
- (4) 冠水した園地では、速やかに果実や葉に付着したゴミを取り除き、泥を清水で洗い落とす。また、有袋果は除袋してから、これらの管理を行う。
- (5) 傷付いたり腐敗した果実は、速やかに取り除く。
- (6) 水に浸かった果実は区別して収穫する。
- (7) 園地の土が乾燥したら、できるだけ耕起し通気性及び透水性を良くする。
- (8) 倒木は早めに起こして、支柱を立てて結束する。

#### 4 野菜・花き・畑作

- (1) ながいも等のほ場で、「穴落ち」した場合は、速やかに修復する。
- (2) 果菜類で浸水・冠水した場合には、泥を清水で洗い流し、マルチの裾を上げて、株元を乾かし、浸水した果実は早急に取り除く。また、草勢の低下を防ぐため、摘果で着果負担を軽減する。

- (3) 降雨により肥料の流亡が考えられる場合には、速効性の窒素やカリ肥料を追肥する。
- (4) 浸水・冠水などにより損傷を受けた場合は、病気が発生しやすくなるので、蔓延しないよう、薬剤散布する。
- (5) 大豆のほ場では、排水後、明きよの補修を行う。

## 5 畜産

- (1) 飼料畑に停滞している水は、速やかに排水する。
- (2) 畜舎が浸水した場合は、家畜伝染病の発生を予防するため、消毒を徹底する。
- (3) 浸水等の被害を受けた飼料は、品質を見極め、十分注意して給与する。

## 6 農地・農林業用施設

- (1) 農地・林地・農林業用施設が被災した場合は、速やかに被災状況を市町村へ報告する。
- (2) 被災した農地・林地及び農林業用施設は、身の安全を確保した上で、シートで被災箇所を覆うなど、被害が拡大しないよう努める。

### 【農業共済、収入保険、経営所得安定対策等】

農業共済や収入保険、経営所得安定対策等に加入している交付対象作物等に自然災害による被害が発生した場合、証拠写真や書類の整備などが必要となりますので、農業共済組合や地域農業再生協議会、市町村等による被害状況の確認前に自己の判断ですき込みなどを行わないようにしてください。

### 【果樹等被害への対応の記録整備】

洪水等の被害を受け、今後、支援を受ける場合には、写真（被災状況、作業状況、作業後の状況）、出役簿（作業記録）、領収書等が必要となりますので、忘れず記録、保管してください。



報道機関用提供資料	
担当課 担当者	(共通の対策、農地・農林業用施設) 林政課治山・林道グループ GM 三浦 直彦 農村整備課防災・積算グループ GM 小笠原 康雄 (水稲・畑作) 農産園芸課稲作・畑作振興グループ GM 成田 真樹 (りんご・特産果樹) りんご果樹課生産振興グループ GM 白川 裕 (野菜・花き) 農産園芸課野菜・花き振興グループ【発行元】 GM 木下 均 (畜産) 畜産課経営支援グループ GM 木村 勉 (農業共済、収入保険) 団体経営改善課農業団体指導グループ GM 野月 浩 (経営所得安定対策) 農産園芸課企画管理グループ GM 神 充
電話番号	(共通の対策、農地・農林業用施設) 林政課 直通 017-734-9524、内線 4849 農村整備課 直通 017-734-9556、内線 4890 (水稲・畑作) 直通 017-734-9480、内線 5073 (りんご・特産果樹) 直通 017-734-9492、内線 5092 (野菜・花き) 直通 017-734-9485、内線 5076 (畜産) 直通 017-734-9496、内線 4814 (農業共済、収入保険) 直通 017-734-9459、内線 4795 (経営所得安定対策) 直通 017-734-9479、内線 5069
報道監	農林水産部 次長 蛭名 芳徳(内線:4966) 次長(農商工連携推進監) 成田 澄人(内線:4967)

**【おしらせ】**

青森県では、臨時農業生産情報をパソコンやスマートフォンにメール配信するサービスを実施しています。青森県農業情報のホームページ「アップルネット」からお申し込み下さい。

**県民の皆さまへのお願い  
新型コロナウイルス感染拡大防止**



<https://www.pref.aomori.lg.jp/koho/covid19kakudaiboushi.html>